

2020年における 保税関係非違状況一覧表【全国分】

【搬入停止】

	端緒	原因	内容	態様
1	倉主からの申し出	販売業務委託者従業員の故意によるもの	蔵置場管理者から、従業員による不正販売行為の発覚についての申し出を受け、保税特別検査及び関税法違反犯則事件調査の結果、免税された安価な商品を入手すること、及び1便あたりの売上額が基準額を超えた場合に支給される販売手当の不正受給を目的として、従業員複数人が①自己購入：従業員自身は出国しないにもかかわらず、自らが必要とする商品を免税売店で購入し売り上げに計上②販売伝票付替：正規の販売の取消及び別便への架空販売の計上を行っていることが判明した。 犯則調査結果に基づき、実行行為者及び被許可者に対して記帳義務違反としての通告処分を行った。本件非違は、実行行為者及び同社(両罰規定)が通告処分を受けたことにより、関税法第48条第1項第1号及び第2号に該当することとなったもの。	記帳義務違反 (搬入停止 18日間)

【記帳義務違反】

	端緒	原因	内容	態様
1	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	輸出許可済貨物のパン詰作業において、作業前の荷揃作業を怠り、また、作業時のダブルチェック及び作業終了後の倉庫内確認も怠ったことにより、一部の貨物を積み残し、後日、倉庫内在庫確認において当該貨物が発見されたもの。	記帳義務違反
2	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	NACCS管理資料の内容を確認したところ、見本持出許可について、6件の持出許可年月日の登録漏れがあったもの。	記帳義務違反
3	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	輸出許可済貨物のバンニング登録を行う際、1個少なく誤登録し、後日、残り1個をバンニング登録していた。	記帳義務違反
4	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	保税台帳の未作成及び見本持出年月日の未記帳が判明した。	記帳義務違反
5	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	見本持出許可貨物に係る持出年月日、輸入貨物に係る輸入許可年月日及び輸出取止め再輸入許可貨物に係る未記帳が判明した。	記帳義務違反
6	倉主からの申し出	担当者の認識不足によるもの	卸業者への返品のため蔵入承認(保税運送兼用)を受けた保税タバコについて、22カートンのうち、2カートンが不足しているとの申し出があり、その後の社内調査にて、同社従業員が誤認して蔵置場から搬出し、一般売店の店舗に陳列していることが判明した。	記帳義務違反
7	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	通関業者より減却予定貨物にかかる搬出依頼を電子メールで受信した際、減却承認書の添付が無いことに気付いたが、後日送付されるだろうと思い込み、電子メール内容のみを基に貨物を搬出した結果、減却承認年月日及び減却承認番号の記帳を失念したもの。	記帳義務違反
8	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	輸出許可済貨物の搬出記帳を行ったが、対象貨物が蔵置されたままであることが判明した。	記帳義務違反
9	貨物管理責任者からの申し出	担当者の怠情によるもの	輸出貨物につき搬出記帳を行ったが、倉庫内に蔵置されたままであることが判明した。	記帳義務違反
10	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	輸出許可済貨物の搬出記帳を行ったが、対象貨物の一部が蔵置されたままであることが判明した。	記帳義務違反
11	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	荷姿が異なる輸出予定貨物(パレット積みと1ケース)について、輸出許可後、バンニング前荷揃作業において作業員に対する情報伝達が十分でなく、パレット積みだけが作業され、又、検数作業員による貨物確認においても1ケース不足に気付くことなくバンニングされ、1ケース不積みであることが判明した。	記帳義務違反
12	保税業務検査	倉主の怠情によるもの	輸入許可貨物にかかる保税台帳について、貨物仕分け及び輸入許可にかかる法定記載事項が記帳されていないことを確認した。(保税台帳はマニュアル台帳。記帳担当者は総合責任者。)	記帳義務違反
13	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	パン詰前荷揃え作業において貨物1個の作業を失念し、パン詰直前に貨物不足に気付いたものの、外装酷似貨物を当該貨物と思い込み作業を終了し、更にパン詰作業時の個数確認を怠ったことから、当該貨物を積み残した。その他貨物3個の作業を失念し、貨物不足に気付くことなく作業を終了し、貨物不足に気付いたものの、作業前の確認に誤りはないと思い込み、当該貨物を積み残した。(計2件)	記帳義務違反
14	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	輸出予定貨物7件の搬入の際、それぞれ貨物個数及び記号を確認すべきところ、業務繁忙により貨物個数の確認を怠り、うち1CTを他の貨物の一部として搬入していた。輸出許可後、バンニング前荷揃作業でも貨物個数の確認を怠り、当該1CTを積み残し、他の貨物のバンニング作業において発見されたもの。	記帳義務違反
15	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	搬入予定の外貨コンテナについて、コンテナヤードからの保税運送途上で大型X線検査を受けたのち搬入することとなったが、保税担当者(貨物管理責任者)は通関業者に確認することなく当該検査を輸入通関検査と思い込み、保税蔵置場に到着した貨物全量を輸入許可済みと誤認し、内国貨物として搬入したことにより保税台帳が未作成となった。	記帳義務違反
16	被許可者(内部監査人)からの申し出	担当者の怠情によるもの	積戻し予定貨物について、未搬出であるにもかかわらず、搬出記帳を行った。	記帳義務違反
17	発送地税関からの到着確認照会	担当者の怠情によるもの	移入承認を受け到着した外国貨物について、社内の連絡不備により、搬入記帳等を行うことなく保税作業を終了し、保税工場から出されたもの。また、保税作業終了の際に提出された保税作業終了届に当該貨物が記載されていなかった。	記帳義務違反

【記帳義務違反】

	端緒	原因	内容	態様
18	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	輸出申告2件分のNACCS管理資料が保存されておらず、また、輸出申告4件分の搬出登録が管理資料に反映されていなかった。	記帳義務違反
19	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	輸出予定貨物の荷揃作業において、保管棚番号を確実に確認せず、作業指示とは異なる棚からグレードの異なる貨物を取り出し、その後の荷揃作業、パレット載せ替え作業、保税区域搬入時及びバンニング作業時において関係書類と対査確認を実施するが、貨物相違に気付くことなくバンニングを終了し、コンテナを搬出した。	記帳義務違反
20	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	輸入貨物1件について、関税法34条の2に規定する保税台帳を設けることなく、記帳を怠ったものである。	記帳義務違反
21	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	輸出取止め再輸入などで国内引取りした貨物について、NACCS上、搬出登録を怠っていた。(搬出年月日の未記帳3件) 見本持出許可書(写)を保税台帳としているが、搬出年月日が記載されていなかった。(未記帳3件) マニュアル保税台帳のOLT番号欄に、内容点検の取扱番号を記帳していた。(誤記帳1件)	記帳義務違反
22	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	同一の貨物管理番号の貨物を分けて蔵置していたことで輸出許可済貨物の搬出時に対査確認を怠り、また、一部を積み残したが、全量搬出したものとして保税台帳に記帳していた。	記帳義務違反
23	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	積戻し貨物に係る保税台帳を作成していなかった。	記帳義務違反
24	保税部門による指摘	担当者の怠情によるもの	長期滞留データにより、混載貨物確認情報登録(HPK)を怠っていたことが判明し、保税台帳が未記帳となっていた。	記帳義務違反
25	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	輸出貨物1件について保税台帳(マニュアル台帳)を作成していなかった。	記帳義務違反
26	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	輸出貨物3件にかかるNACCS管理資料取得漏れを発見した。	記帳義務違反
27	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	保税工場における保税台帳(使用内訳表)の記載漏れ及び数量等の記載誤り合計20件を発見した。	記帳義務違反
28	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	輸入貨物1件にかかるNACCS管理資料取得漏れを発見した。	記帳義務違反
29	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	荷主から輸出貨物と積戻貨物の出荷指示を受けたが、1枚の指示書に纏められていたことから、通関業者は全て積戻し貨物を輸出貨物と誤認し、新たにNACCS輸出貨物情報を作成した。保税担当者は、搬入確認の際、指示書記載の入庫番号を用いて自社システムにて貨物状況を確認すべきところ、通関業者が作成した輸出貨物情報に誤りはないとの思い込み、確認することなく、NACCS貨物搬入確認登録業務を行ってしまった。バンニング作業前に自社システムにて貨物状況を確認すべきところ、業務繁忙により確認を怠り、輸出許可書のみを確認して作業を進めた結果、積戻貨物に係る保税台帳について何ら処理が行われず未記帳となり、輸出貨物は過大な個数で誤記帳となった。	記帳義務違反
30	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	保税売店において外装が酷似した貨物を同一商品と誤認し、保税台帳を誤って記帳していたことが判明した。	記帳義務違反

【誤搬出】

	端緒	原因	内容	態様
1	貨物管理責任者からの申し出	担当者の怠情によるもの	保税担当者は、ミャンマー向け輸出許可済貨物貨物を誤って上海向けコンテナに積み込み、未記帳のまま搬出していた。	誤搬出
2	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	輸出予定中古車の荷揃作業において、輸出予定一覧表とフロントガラス記載の車台番号を対査確認した際、記載文字が消えかき判読困難な1台を確認したが、車体打刻を確認して修正すべきところ、輸出貨物一覧表の類似の車台番号にて修正作業を行った。その後もNACCS搬入確認登録前と輸出許可後貨物搬出時の確認作業において、シッピングマーク、フロントガラス記載車台番号、車体打刻の対査確認を怠ったため、フロントガラス記載の車台番号の誤りに気付くことなく輸出許可を受け、貨物を搬出した。	誤搬出
3	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	積戻し予定の貨物について、急遽、仕向地が変更されたことで作業に追われ、バン詰作業の際に作業書類と積戻許可書を確認すべきところ、時間が切迫し、荷主から口頭により通関済みとの回答を得ていたことから確認を怠り、作業書類のみでバンニングし、コンテナを搬出した。また、NACCS及び自社システムへの搬出登録は、積戻許可書を入手してから実施するとした。後日、保税担当者が本件貨物にかかる搬出登録作業未実施であることを思い出し、積戻許可書を入手したところ、コンテナを搬出した日より数日後に通関されており、未許可のまま搬出していたことが判明した。	誤搬出
4	貨物管理責任者からの申し出	担当者の怠情によるもの	他の輸入許可済み貨物に混入して外国貨物を誤搬出したものである。	誤搬出
5	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	輸出車両の荷揃作業においては、車台番号、船積予定船舶等が記載された「識別票」を車体毎に貼付け、二重チェックを行うところ、関係書類と貨物現物の対査確認を怠り、誤った車両に識別票を貼付け、その後の二重チェックも怠り、貨物搬出時のチェック体制が整備されていなかったことから、貨物相違に気付かず、輸出許可を受けていない車両を誤って搬出し、輸出許可を受けた貨物を積み残した。	誤搬出

【誤搬出】

	端緒	原因	内容	態様
6	通関総括部門からの通報	担当者の怠惰によるもの	輸入申告に係る検査指定貨物を搬出する際、誤って検査指定されていない貨物を一緒に搬出してしまった。	誤搬出
7	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	仕向地の異なる貨物AとBが同日に搬入され、その際に貨物Aの一部(8CT)に誤って貨物Bの差し札を貼付した。貨物Aの搬出時に書類対査を怠ったため、輸出許可済貨物(貨物A)509CTを搬出すべきところ、誤って501CTを搬出し、8CTの積み残しが生じた。その後、当該8CTは別の輸出許可済貨物(貨物B)とともに搬出した。	誤搬出
8	被許可者からの申し出	担当者のミスによるもの	同一輸入者の貨物で2つのハウスB/L(下二桁が異なるハウスB/L)に分かれるものについて、仕分作業を誤り、輸入許可済貨物に輸入許可未済貨物が混じったまま搬出していた。	誤搬出
9	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	中国向けとインドネシア向けの輸出貨物のバン詰め作業を同時並行で行った際、荷繰りの都合で中国向け貨物の一部をインドネシア向け貨物の後方に仮置きしたが作業員にその旨が伝達されず、また、バンニング時のチェック体制が整っていなかったため、中国向け貨物の一部を誤ってインドネシア向けコンテナに詰めて搬出してしまった。	誤搬出
10	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	輸入未申告貨物を輸入許可済貨物と誤認し、また、輸入許可書との対査確認を怠り、誤搬出してしまった。	誤搬出
11	被許可者(総合責任者)からの申し出	担当者の怠惰によるもの	輸入許可未済貨物と輸入許可済貨物を取り違えて搬出した。	誤搬出
12	被許可者からの申し出	担当者の怠惰によるもの	輸出許可済貨物(ベトナム向け貨物)を誤って中国向けコンテナに積み込み、搬出していた。	誤搬出
13	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	在庫確認において輸入許可未済貨物が倉庫内に見当たらないため調査したところ、別の輸入許可済貨物とともに搬出されていたことが判明した。	誤搬出
14	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	輸出許可済貨物の搬出時に誤って輸出許可未済貨物の一部と一緒に搬出してしまい、その後、残った貨物が輸出許可後に搬出される際、既に搬出済の数量を含めて全量搬出した旨の記帳をしたとの申し出があった。	誤搬出
15	貨物管理責任者からの申し出	担当者の怠惰によるもの	輸入許可未済貨物の誤搬出事故について申し出があり調査したところ、現場作業員が搬出関係書類と現物の対査確認を怠り、同様荷姿・同一数量の輸入許可未済貨物を搬出していたことが判明した。	誤搬出

【許可・承認・届出未提出】

	端緒	原因	内容	態様
1	執務時間外における見本持出申請	担当者の怠惰によるもの	輸入貨物3件について、見本持出許可を受けることなく搬出した。	未許可 見本持出
2	包括見本持出許可申請	担当者の怠惰によるもの	保税担当者からの包括見本持出許可申請に対して、前回包括許可最終日から3週間日付が空いていたため、その期間の見本持出実績を確認したところ、上記期間に許可を受けず4件の見本持ち出しを行っていたことが判明した。	未許可 見本持出
3	保税業務検査	担当者の怠惰によるもの	危険物貨物の梱包替え作業にあたり、近接岸壁に保留の艀に積込み、蔵置することとしたが、他所蔵置許可申請を失念していたもの。	未許可、他所蔵置
4	保税業務検査	担当者の怠惰によるもの	蔵置確認時に保税地域以外の場所に置かれた外国貨物があること(17件)、未実施の貨物取扱(内容点検)が記帳されていた。(1件)	未許可、他所蔵置
5	税関職員による聞き取り調査	担当者の怠惰によるもの	外国貨物4件について、NACCS管理からマニュアル管理へ移行後、外国貨物を置くことの承認を受けることなく蔵置していたことが判明した。	未承認 蔵入承認
6	倉主からの申し出	担当者の怠惰によるもの	保税担当者は、保税運送承認を受けることなく積戻貨物(容器)1ケースを他の保税蔵置場宛てに運送したものである。	未承認 保税運送
7	倉主からの申し出	担当者の認識不足によるもの	許可を受けた蔵置貨物の種類が「輸出危険貨物」であるにもかかわらず、蔵置貨物の種類変更の届け出を行うことなく、輸入危険貨物を保税蔵置場に搬入し、輸入許可を受けた。	未届出 種類変更届
8	倉主からの申し出	担当者の認識不足によるもの	A社は、親会社であるB社からタンク4基の貸与を受け、同タンクについて併設蔵置場の許可を受けているが、このうち1基について、かなり以前から未使用となっていたこと及び老朽化が進んでいたことから、B社において撤去することが決定されたがA社には何ら連絡されなかった。撤去工事開始後、A社保税担当者が工事に気付き、B社に確認したことにより保税タンク1基撤去の事実を把握したものの、同担当者は撤去工事終了後に減坪手続きを行うことで事足ると思ひ込み、何ら措置を行わなかった。後日開催された保税研修会において、工事届に係る非違事案の説明を受け、工事届の事前提出を失念していたことに気付き、税関へ申し出たもの。	未届出 工事届